

第30次地方制度調査会
第13回専門小委員会 提出資料

平成24年5月31日

全国知事会

大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について

大都市制度の見直しに対する基本的な考え方

- 地域主権改革においては、地方は地域の実情に応じて自主的に権限と財源を決定できる制度を求めており、地方制度調査会においても、地方の選択肢を広げる方向で議論を進めるべき。
- 都道府県を中心であり、国全体の成長を牽引する役割が期待される大都市の競争力をどう高めるのかといった観点からの議論が必要。
- 大都市制度の見直しについては、歴史的な成り立ちや地理的状况、人口、経済などの集積力によって形成される大都市の多様性を踏まえ、地域の発意で、自らにふさわしい制度を選択できるようにしていくべき。
- 新たな大都市制度への移行が大都市やその周辺市町村の住民にとってどのようなメリットがあるのかについては、地方公共団体が自ら整理し、自らの責任において住民に説明していくべき。

5月17日の第12回専門小委員会で示された論点について

1 大都市における「二重行政」について

- 都道府県と政令指定都市の役割は法令上明確に区分されている。
- 「二重行政」と指摘する例の多くは、役割分担し相互に補完することでサービスの充実を企図するものとの意見がある。
- 一方、地域によっては事業の重複など非効率が生じているとの意見もある。

2 東京都以外への特別区制度の適用について

- 「二重行政」サービス問題の中で、運用面で解決できない問題に対して制度的な解決を図る選択肢として、新たな大都市制度の導入も有効であるとの意見がある。
- 特別区の適用対象としては、地域を限定せず一定の人口規模を有する政令指定都市及びその周辺市町村を対象とし、適用するかどうかは地域の実情に応じて地域が自ら選択できる制度とすべきとの意見がある。

3 新たな特別区制度における道府県と特別区との間の事務配分や税源配分、財政調整について

- 事務配分だけでなく、税源配分や財政調整についても、地域が自主的に決定できる制度が望ましいとの意見が多い。

4 「特別市」(仮称)創設の課題について

- 道府県全体の広域調整機能が低下する恐れがある。
- 特別市域に集中する道府県の税財源が市町村税とされると、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスが低下する恐れがある。

5 現行の指定都市制度について

①都道府県からさらに移譲すべき事務

- 全国一律に政令指定都市が行うことが適当な事務については既に移譲されているところ。
- 今後は地域の実情や必要性に応じて、現行の条例による事務処理特例制度の活用により対応していくことが適当。

②事務の調整等の課題

- 次の3つの類型については円滑な事務の調整に課題が生じているとの意見がある。
 - ①事務配分が法律上特に決まっていないもの
(例:施設の重複(野球場、図書館、公設試験研究機関)、非効率な事業実施(企業誘致、制度融資))
 - ②政令指定都市について道府県の権限が及ばないもの(例:新型インフルエンザ発生時の休校措置)
 - ③そもそも道府県に権限がないもの(例:ハイパーレスキュー隊への出動要請)

③現行の税財源配分の評価

- 都道府県と政令指定都市の役割分担に応じて、地方交付税の基準財政需要額の加算等により財政措置されており、一定の評価をしている。
- ただし義務教育教職員の給与費負担など、一部事務では、事務配分と財源配分にねじれがあり是正が必要である。

6 大都市のあり方と地方自治制度全体の関係について

- 大都市制度は、広域調整機能を担う都道府県制度のあり方と表裏一体である。
- 周辺市町村への影響も含め、都道府県の広域調整機能をどう担保していくかに留意して、地方自治制度全体から議論すべき。